

Live！横浜実行委員会プロポーザル実施取扱要領

制 定 平成 24 年 4 月 2 日
最近改正 令和 8 年 7 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、Live！横浜実行委員会の発注する委託について、プロポーザル方式により受託候補者を特定しようとする場合の事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、プロポーザル方式とは、委託の受託候補者を特定する場合において、一定の条件を満たす提案者を公募又は選定し、当該委託に係る実施体制、実施方針及び技術提案等に関する提案書の提出を受け、原則として提出された書類をもとにヒアリングを実施した上で、当該提案内容の審査及び評価を行い、当該委託の履行に最も適した受託候補者を特定する方式をいう。

2 この要領において、公募型プロポーザル方式とは、前項に規定するプロポーザル方式のうち、提案者を公募により募集し、提案資格があると認めた者から提案を受ける方式をいい、指名型プロポーザル方式とは、同項に規定するプロポーザル方式のうち、あらかじめ複数の提案者を指名により選定し、当該指名業者から提案を受ける方式をいう。

(対象)

第 3 条 Live！横浜実行委員会委員長は、高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする業務について、競争入札によらず、プロポーザル方式により受託候補者の特定を行うことができる。

(業者選定委員会の役割)

第 4 条 Live！横浜実行委員会委員長は、プロポーザル方式により受託候補者を特定しようとする場合は、あらかじめ当該委託が前条の規定に該当するか否かを、Live！横浜実行委員会委員長が設置した業者選定委員会において審議するものとする。

2 業者選定委員会は、受託候補者をプロポーザル方式により決定することとした業務について、次に掲げる事項を審議しなければならない。

- (1) 評価委員会の設置及び評価委員の選定
- (2) 実施要領の制定
- (3) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト、評価基準、ヒアリングの有無その他採点が同点の場合の取扱等受託候補者の特定に必要な事項の設定
- (4) 公募型プロポーザル方式による場合における提案資格の決定
- (5) 指名型プロポーザル方式による場合における指名業者の選定
- (6) 受託候補者の特定に関する事項
- (7) その他必要と認める事項

(評価委員会の設置)

第 5 条 業者選定委員会は、プロポーザル方式により受託候補者を特定することに決定した委託について、原則として評価委員会を設置し、第 16 条の定めるところにより、受託候補者を特定しなければならない。

2 評価委員会は、業者選定委員会が前条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定により設定した受託候

補者の特定に必要な事項に基づき、提案を評価するものとする。

(評価委員会委員長及び評価委員会委員の選定)

第6条 業者選定委員会は、評価委員会の委員を5名以上選定しなければならない。この場合において、委員は2名以上を、業者選定委員会の委員の中から選定するものとする。

2 業者選定委員会は、評価委員会の委員長を業者選定委員会の委員の中から選定するものとする。

(提案資格)

第7条 Live! 横浜実行委員会委員長は、プロポーザル方式により受託候補者を特定しようとする場合は、発注する委託ごとに次の各号に定める事項を、当該委託に係る提案資格として定めるものとする。ただし、Live! 横浜実行委員会委員長が特に認める場合においては、この限りではない。

(1) 当該年度の横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登録され、かつ、当該委託に対応するとして定めた種目について登録が認められた者であること。

(2) 次のいずれかの日において、横浜市指名停止等措置要綱(平成16年4月1日)の規定による指名停止を受けていない者であること。

ア 公募型プロポーザル方式にあっては、プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日まで

イ 指名型プロポーザル方式にあっては、指名通知の日から受託候補者の特定の日まで

(3) その他 Live! 横浜実行委員会委員長が必要と認める事項

(実施の公表)

第8条 Live! 横浜実行委員会委員長は、公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定しようとする場合は、当該契約ごとに、次に掲げる事項を、Live! 横浜実行委員会のホームページ、その他の方法により公表するものとする。

(1) 委託名、委託内容及び履行期限

(2) 提案資格

(3) 提案内容の評価基準

(4) プロポーザル関係書類提出要請書交付の期間、場所及び方法

(5) 提案書の提出の期限、場所及び方法

(6) ヒアリングの有無、ヒアリングを行う場合の予定日、その他ヒアリングに係る事項

(7) プロポーザル手続において使用する言語及び通貨

(8) 契約書作成の要否

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

(10) 評価が同点となった場合の措置

(11) その他 Live! 横浜実行委員会委員長が必要と認める事項

(参加表明手続)

第9条 公募型プロポーザル方式において提案書の提出を希望する者は、前条による公表において指定する日までに、発注する委託ごとに、プロポーザル参加意向申出書(以下「参加意向申出書」という。)(第1号様式)及び必要書類(当該公表において指定された場合に限る。)を Live! 横浜実行委員会委員長に提出しなければならない。

(参加意向申出者の提案資格の確認等)

第10条 Live!横浜実行委員会委員長は、前条の規定に基づき参加意向申出書を提出した者（以下「意向申出者」という。）について、第7条の規定に基づく当該契約に係る提案資格を満たす者であるかを確認するものとする。

2 Live!横浜実行委員会委員長は、意向申出者のうち提案資格を満たすことが確認できなかった者については、当該契約の提案者としてはならない。

（提案資格確認結果の通知）

第11条 Live!横浜実行委員会委員長は、意向申出者に対し、プロポーザル関係書類提出要請書等において指定する日までに、提案資格の確認の結果を提案資格確認結果通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 前項の通知を行う場合、提案者として提案資格が認められなかった意向申出者に対しては、提案資格が認められなかった旨及びその理由を記載するものとする。

3 第1項の提案資格確認結果通知書により提案資格が認められなかった旨の通知を受けた意向申出者は、Live!横浜実行委員会委員長に対して書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。

（指名業者の選定）

第12条 Live!横浜実行委員会委員長は、指名型プロポーザル方式により受託候補者を特定しようとする場合は、当該契約に係る提案資格を有すると認めた者の中から、指名業者を選定するものとする。

（指名の通知）

第13条 Live!横浜実行委員会委員長は、指名業者を選定した場合は、速やかに当該指名業者に対しプロポーザル参加指名通知書（以下「参加指名通知書」という。）（第3号様式）により次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 委託名、委託内容及び履行期限
- (2) 提案内容の評価基準
- (3) プロポーザル関係書類提出要請書（第6号様式）交付の期間、場所及び方法
- (4) 提出意思確認書（第4号様式）の提出の期限、場所及び方法
- (5) 提案書（第5号様式）の提出の期限、場所及び方法
- (6) ヒアリングの有無、ヒアリングを行う場合の予定日、その他ヒアリングに係る事項
- (7) プロポーザル手続において使用する言語及び通貨
- (8) 契約書作成の要否
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口
- (10) 評価が同点となった場合の措置
- (11) その他Live!横浜実行委員会委員長が必要と認める事項

（提案書の提出要請）

第14条 Live!横浜実行委員会委員長は、第10条の規定により提案資格を満たす者であることを確認した者及び第12条の規定により選定した指名業者に対し、プロポーザル関係書類提出要請書（第6号様式）により次に掲げる書類の提出を要請するものとする。

- (1) 確認した者 提案書（第5号様式）
- (2) 指名業者 提出意思確認書（第4号様式）及び提案書（第5号様式）

2 指名業者は、プロポーザル関係書類提出要請書等において指定する日までに、提出意思確認

書を Live！横浜実行委員会委員長に提出しなければならない。ただし、Live！横浜実行委員会委員長が必要ないと認めたときは、提出を省略することができる。

（評価委員会の審議）

第 15 条 評価委員会は、委員の 5 分の 4 以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 評価委員会委員は、提案書及びヒアリングを実施した場合における提案者の提案の内容により、評価基準に基づき、独立して提案の採点を行い、評価委員会は、各評価委員の採点の合計点により提案者の中から一位の者を決定するものとし、それ以外の事由を加えて合計点の修正等を行ってはならない。
- 3 評価委員は、評価委員会での審議において、評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト、評価基準について確認をすることができる。
- 4 評価委員の採点は、評価委員会で集計し合計点を算出するものとし、評価委員は、その採点が集計及び合計点に適正に反映されているか、その結果を確認しなければならない。
- 5 評価委員会は、前各項の規定により提案者の順位を決定した時は、業者選定委員会に対し、提案者の名称、順位、採点の集計結果等を評価結果として報告しなければならない。

（評価委員会の評価結果に対する業者選定委員会による審査）

第 16 条 業者選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、業者選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
 - (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
 - (3) 結果通知書（第 7 号様式）に記載する理由
 - (4) その他必要な事項
- 2 業者選定委員会は、前項の規定に基づく審査により、評価が適正に行われたことを確認した上で、評価委員会が一位として決定した者を受託候補者として特定する。
 - 3 業者選定委員会は、第 1 項の規定に基づく審査により、評価の過程、集計結果等に疑義があると認めた場合は、評価委員会に対し是正のための必要な措置を求め、又は新たに評価委員の選定をし直すことができる。
 - 4 業者選定委員会は、第 1 項の規定に基づく審査により、評価委員会が一位として決定した者の提案内容においても、当該委託の内容に適合した履行を確保できない恐れがあると認められる場合、受託候補者の特定を行わないことができる。

（特定の通知）

第 17 条 Live！横浜実行委員会委員長は、受託候補者として特定した者（以下「特定者」という。）及び特定しなかった者（以下「非特定者」という。）に結果通知書（第 7 号様式）により通知するものとする。

- 2 前項の通知を行う場合、特定者及び非特定者に対し、評価結果の順位とそれぞれ特定された理由又は特定されなかった理由を付すものとする。
- 3 非特定者は、Live！横浜実行委員会委員長に対して書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。
- 4 Live！横浜実行委員会委員長は、特定者に対して当該委託に係る契約締結の交渉を行うものとする。この場合において、受託候補者が提案書に記載した予定技術者等の変更は、原則として認めないものとする。ただし、提案書の内容より改善が見込める場合はこの限りではない。

（提案資格の喪失等）

第 18 条 当該委託について提案資格を有することについて Live！横浜実行委員会委員長の確認を受けた者が、資格確認後において、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書は無効とする。

(1) 第 7 条に規定する当該契約に係る提案資格を満たさないこととなったとき。

(2) 参加意向申出書又は提案書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

2 前項の場合において、Live！横浜実行委員会委員長は、当該提案者に対し、その契約に係る提案を行うことができない理由を付して書面により通知しなければならない。

(提案者が多数見込まれる場合の措置)

第 19 条 契約事務受任者は、提案者が多数あり、受託候補者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、評価委員会において、あらかじめ定めた基準に基づき提案書の事前評価を行い、基準を満たした提案書についてのみ、ヒアリングを行った上で評価をすることができる。

(特定結果の公表)

第 20 条 受託候補者の特定結果については、Live！横浜実行委員会のホームページに公表するものとする。

(委任)

第 21 条 この要領の実施に関し必要な事項は、Live！横浜実行委員会事務局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 9 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

Live!横浜実行委員会委員長

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

参加意向申出書

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。

件名：

【連絡担当者】

部署

氏名

電話

F A X

E-mail

(第2号様式)

年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

Live! 横浜実行委員会委員長

提案資格確認結果通知書

次の件について、提案資格確認結果を通知します。

件名：

結果①：資格を有することを認めます。

結果②：次の理由により、資格を有することを認められません。

理由：××のため

※上記理由について説明を希望される方は、 年 月 日までに Live! 横浜実行委員会事務局へ、その旨を記載した書面を提出してください。

Live! 横浜実行委員会事務局

(担当者名)

(電話番号)

(FAX番号)

(E-mail)

(第3号様式)

年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

Live！横浜実行委員会委員長

プロポーザル参加指名通知書

次により、プロポーザルを行いますので、参加されたく通知します。

- 1 委託名、委託内容及び履行期限
- 2 提案内容の評価基準
- 3 提出意思確認書（第4号様式）の提出の期限、場所及び方法
- 4 提案書（第5号様式）の提出の期限、場所及び方法
- 5 ヒアリングの有無、ヒアリングを行う場合の予定日、その他ヒアリングに係る事項
- 6 プロポーザル手続において使用する言語及び通貨
- 7 契約書作成の要否
- 8 関連情報を入手するための照会窓口
- 9 評価が同点となった場合の措置
- 10 その他 Live！横浜実行委員会委員長が必要と認める事項

Live！横浜実行委員会事務局

(担当者名)

(電話番号)

(FAX番号)

(E-mail)

(第4号様式)

年 月 日

Live!横浜実行委員会委員長

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

提出意思確認書

次の件について、提案書を

期限までに提出します。

提出しません。

件名：

【連絡担当者】

部署

氏名

電話

FAX

E-mail

(第5号様式)

年 月 日

Live! 横浜実行委員会委員長

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

提 案 書

次の件について、提案書を提出します。

件名：

【連絡担当者】

部署

氏名

電話

F A X

E-mail

(第6号様式)

年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

Live! 横浜実行委員会委員長

プロポーザル関係書類提出要請書

次の件について、所定の期日までに提案書等を提出していただきたく通知します。

件名：

提出書類

- | | | | | |
|---|----------------|------|---|---|
| 1 | 提案書 | 提出期限 | 月 | 日 |
| 2 | 質問書 | 提出期限 | 月 | 日 |
| 3 | 提出意思確認書（第4号様式） | 提出期限 | 月 | 日 |
- ※公募型プロポーザル方式の場合は不要

Live! 横浜実行委員会事務局

(担当者名)

(電話番号)

(FAX番号)

(E-mail)

(第7号様式)

年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

Live! 横浜実行委員会委員長

結 果 通 知 書

貴社から提出のあった次の件の提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

件名：

結果①：貴社の提案を最適であると特定しました。

契約等の手続きにつきましては、別途連絡します。

結果②：次の理由により残念ながら特定されませんでした。

理 由：××のため

※上記理由について説明を希望される方は、 年 月 日までに Live! 横浜実行委員会事務局へ、その旨を記載した書面を提出してください。

Live! 横浜実行委員会事務局

(担当者名)

(電話番号)

(FAX番号)

(E-mail)